

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1 . 助成の要件・金額 | 1 |
| 2 . 手続きの流れ | 2 |
| 3 . 助成手続きの注意事項 | 3 |
| 4 . 事業申出書作成見本 | 4 |
| 5 . 必要添付書類 | 6 |
| (参考) 助成対象の判断 | 8 |
| (参考) 助成対象となる延長の考え方 | 9 |
| (参考) 除却計画図の作成例 | 10 |
| (参考) 除却高さの考え方 | 11 |
| (参考) 塀の除却にあたっての注意点 | 12 |

工事は専門の施工業者に依頼してください。区では施工業者の紹介は行っておりません。

「住宅修築業者あっせん制度」では、住宅の増築・改築・修繕などの区内業者をご紹介します。

(お問合せ先) 世田谷区住宅相談連絡協議会 電話：03-3413-3046

ブロック塀等除却後に、建築基準法に違反した建築物または工作物を設置しないでください。建築基準法を遵守した管理をお願いいたします。

1 . 助成の要件・金額

(1) 制度を利用できる方

ブロック塀等の所有者、または土地所有者（法人は対象外）

共有の場合、共有者全員の同意が得られた場合に限り（マンションの管理組合等）。

(2) 助成の対象（全てを満たす取組みが対象です）

ブロック塀、万年塀、大谷石塀、その他組積造の構造であること。

助成対象の道路に面していること。（ただし狭あい道路は除く）

詳しくはお問合せ下さい。

隣地との境にある塀等は対象外になります。

助成対象の道路：世田谷区耐震促進改修計画で、避難路に位置付けられており、かつ、ア～エのいずれかに該当するもの。

ア 建築基準法上の道路

イ 道路法上の道路

ウ 公共物管理条例で指定された区管理道路（ただし一般交通の用に供されている区間）

エ その他通学路

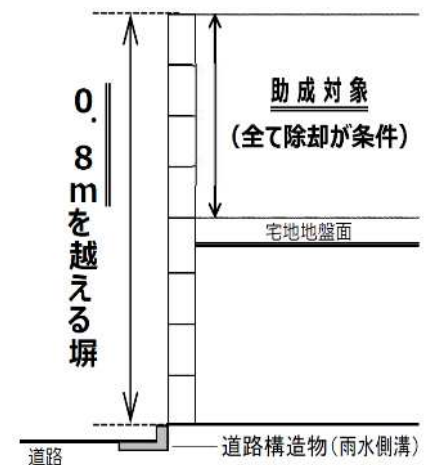
道路構造物端部からの高さが0.8mを超えるもの。

撤去工事前である塀であること。

既に除却したブロック塀等は、助成対象になりません。

家屋の新築、改築等（建築確認申請が必要なもの）及び解体を伴わないもの。

地面よりも上部に存するブロック塀等の全部を取り除く工事であること。



※雨水側溝が存在しない場合は、舗装の端部

(3) 助成金額

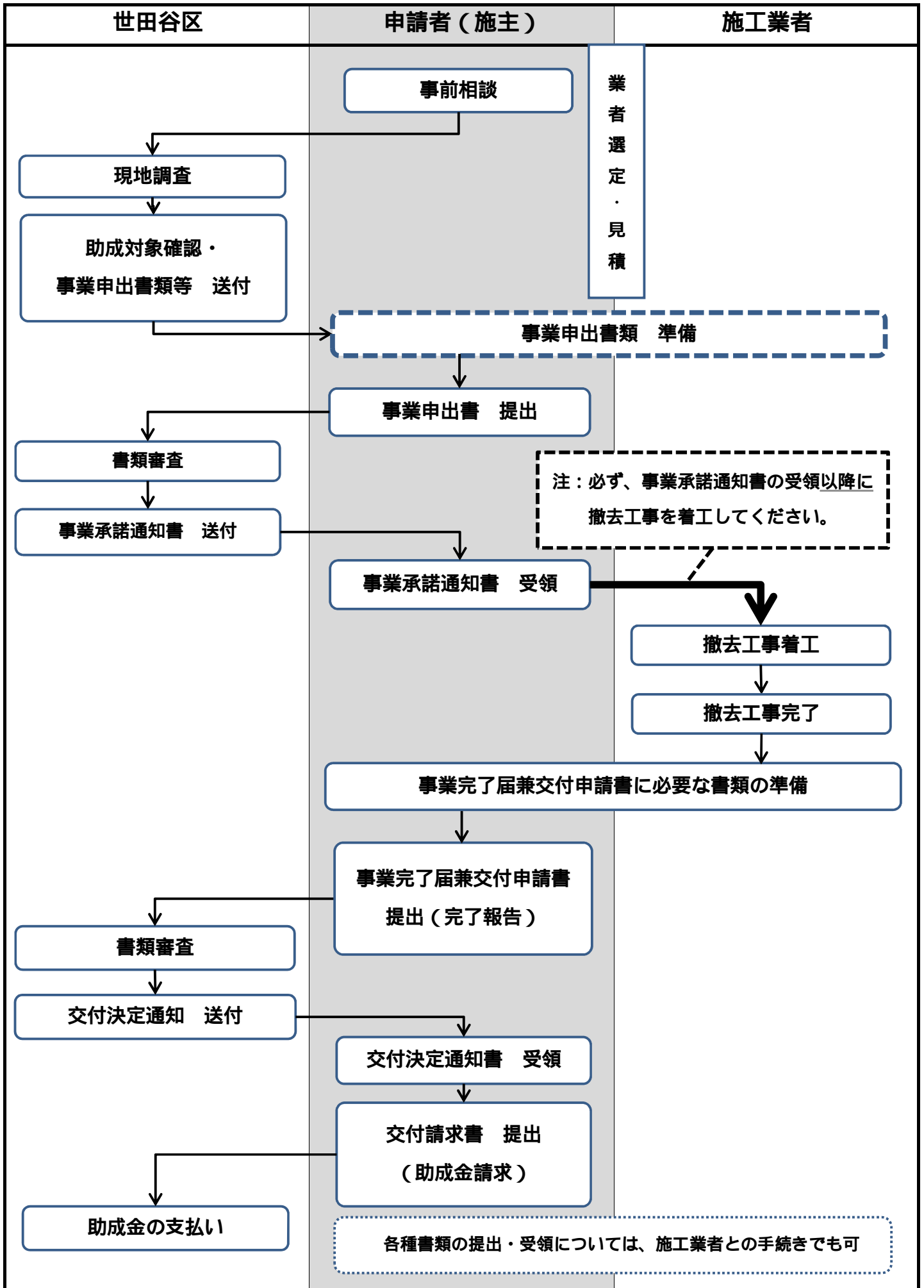
助成金額は、つぎの表のとおりです。

| | 延長1mあたりの助成額 |
|------------|-------------|
| 通常 | 5,000円 |
| (通学路沿いの場合) | 8,000円 |

実際に要した費用(税込)がこの表に定める金額よりも少ない場合は、その要した費用を助成の額とします。

最大で 20万円 を上限とします。

2. 手続きの流れ



3 . 助成手続きの注意事項

(1) 助成の対象となるブロック塀等について

ブロック塀等撤去工事助成事業要綱で助成の対象に定められたブロック塀等に限ります。(別紙 案内図赤線部分)

(2) 事業申出書への記載について

延長については、道路側正面から見た塀の延長を記載してください。

ブロック塀等の高さが一定でない場合、高さが0.8mを超える部分が1箇所でも存在する場合は、その塀の全延長が助成対象となります。

道路に面した門柱については助成対象となります。

(3) 対象の塀について

道路に面する部分(宅地の地盤が接している部分を除く)を全て(間口・高さとも)撤去することが助成の条件となります。一部だけを除却する場合には、助成対象となりませんのでご注意ください。

(ただし、独立した複数の塀が存在する場合は、この限りではありません。)

(4) 一体の構造の塀について

対象の塀が、道路に面していない箇所に設置されている塀と一体の構造となっている場合、道路に面した部分のみを除却してしまうと、他の部分の強度が弱くなってしまう恐れがあります。その場合の補強については、助成の対象とはなりませんので、ご自身でお願いいたします。

(5) 鉄筋コンクリート造(RC塀)について

「ブロック塀等」とは、建築用コンクリートブロックの塀、鉄筋コンクリート組立塀(万年塀)、大谷石積塀、レンガ積塀等の塀を指します。現場打設による鉄筋コンクリート造の塀(RC塀)は対象となりませんのでご注意ください。

(6) 他の助成制度を利用して塀を撤去する場合

生垣緑化助成等、他の制度で対象の塀を撤去する場合、本助成制度はご利用になれませんのでご注意ください。

4. 事業申出書作成見本(表面)

第1号様式(第6条関係)

訂正は二重線+訂正印にてお願いいたします。
ボールペン記入願います(擦って消えるペンは不可)

令和2年 4月 1日

世田谷区ブロック塀等撤去工事助成事業工事承諾申出書

記入日

世田谷区長 あて

申出者 住所 世田谷区世田谷4-21-27

氏名 世田谷 太郎

電話番号

登記事項証明書に記載

なつ印は裏面と同一の印鑑
シャチハタ等のスタンプ印は不可

の承諾を受けたいので、
記

| | | | | | |
|---------|-------------------------------|------------------------|----|---------------|--|
| 所在地 | 住居表示) 世田谷区 世田谷 4丁目 21番 2 | | | 撤去工事の見込み期間を記載 | |
| | (地名地番) 世田谷区 世田谷 4丁目 300番 | | | | |
| 事業期間 | 令和 2年 5月 1日 ~ 令和 2年 5月 31日 | | | | |
| 工事費(税込) | 800,000円(内撤去に要する工事費 200,000円) | | | | |
| 塀の状況 | 構造 | コンクリートブロック・万年塀・大谷石・その他 | | | |
| | 高さ | 1.4 ~ 1.6 m | 延長 | 23.5 m | |

添付資料

当該ブロック塀等の所有者

敷地側から見た高さを記入

小数点第一位まで記入
(第二位については切り捨て)

土地または建物の登記簿謄本(発行3ヶ月以内のもの)

助成事業を行う旨の同意書(必要がある場合)

当該土地が区分所有の建物に

がある場合は理事会における助成事業を行う旨の決議書

区民税の滞納がないことを証する書類(

滞納のないことの証明書または非課税証明書等)

納税証明書の場合、完納していることが確認できる

申請地の案内図

現地写真

撤去するブロック塀全体(道路側及び敷地側から撮影

撤去計画図(道路側から見て、撤去するブロック塀等

工事見積書の写し(ブロック塀等撤去にかかる経費の

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

申請者以外が窓口で手続きをする場合は連絡先を記載。

添付資料の詳細については
は6ページに記載

連絡先 会社名:

住所:

氏名:

電話番号:

施工業者様記載欄

注:裏面にも記入事項がありますので、ご確認ください。

4 . 事業申出書作成見本(裏面)

「承認申請にあたって」

- ・ 撤去するブロック塀等の所有権を有していること
- ・ 撤去するブロック塀等の所有者が複数いる場合は、所有者全員の合意を得ていること
- ・ 本工事は、建物の解体や建替え工事に伴うものでないこと
- ・ 様式で定められた添付書類及び区長が特に必要と認めた書類については、すみやかに提出すること
- ・ 承諾の決定を受けた後に撤去工事に着手すること
- ・ 撤去工事計画書に示したブロック塀等を全て撤去すること
- ・ 世田谷区ブロック塀等撤去工事助成事業承諾通知書で付した条件を遵守すること
- ・ 交付決定前に承諾決定通知書で付した条件に反したことが判明した場合は、承諾決定を取り消されること
- ・ 交付決定後に承諾決定通知書で付した条件に反したことが判明した場合は、交付決定の一部又は全部を取り消されること。助成金を受領している場合は、助成金を返還すること

なつ印は表面と同一の印鑑

シャチハタ等のスタンプ印は不可

上記の内容を確認した上で、申請します。

氏名 世田谷 太郎

世田谷

署名・捺印にあたり、「事業申出書類作成の手引き」もあわせてご確認ください。

5 . 必要添付書類

(1) 当該ブロック塀等の所有者を確認することができる証明書類

- ・土地または建物の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
登記情報提供サービスで出力したものは不可

世田谷区内の発行場所は下記のとおりです。

法務省東京法務局世田谷出張所

（所在地：世田谷区若林4 - 2 2 - 1 3 世田谷合同庁舎2階

電話番号：03 - 5 4 8 1 - 7 5 1 9 ）

(2) 助成事業を行う旨の同意書（権利者が複数いる場合）

当該土地が区分所有の建物に係る敷地である場合は、管理規約の写し、及び、団体の総会、又は、管理規約に別途定めがある場合は理事会における助成事業を行う旨の決議書。

(3) 区民税の滞納がないことを証する書類（申請者のみ）

- ・滞納のないことの証明書（納税証明書でも可。発行3ヶ月以内のもの）
- ・申請者が非課税の場合は非課税証明書
- ・申請者が世田谷区外に居住している場合（or 世田谷区に住民記録がない場合）は、東京都が該当建築物（建築物が存しない場合は該当土地）の所有者を対象に賦課徴収する、固定資産税の納税証明書類。
- ・いずれの税目も、納期限が全て経過した年度のうち、直近の年度を対象とした証明書
- ・マンション管理組合の場合は提出不要。

区民税の滞納がないことの証明書・非課税証明書の発行場所は下記のとおりです。

- ・区財務部 納税課 収納・税証明係

（所在地：世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7 第一庁舎1階

電話番号：03 - 5 4 3 2 - 2 1 9 7 ）

- ・総合支所（北沢・玉川・砧・烏山）くみん窓口区民担当
- ・出張所（太子堂・経堂・用賀・二子玉川・烏山）
- ・一部のコンビニエンスストア（発行機能の有無は店舗にご確認ください。）

出張所、一部のコンビニエンスストアでは、納税証明書、非課税証明書のみ発行可。

世田谷区内の固定資産税の納税証明書類発行場所は下記のとおりです。

東京都主税局世田谷都税事務所

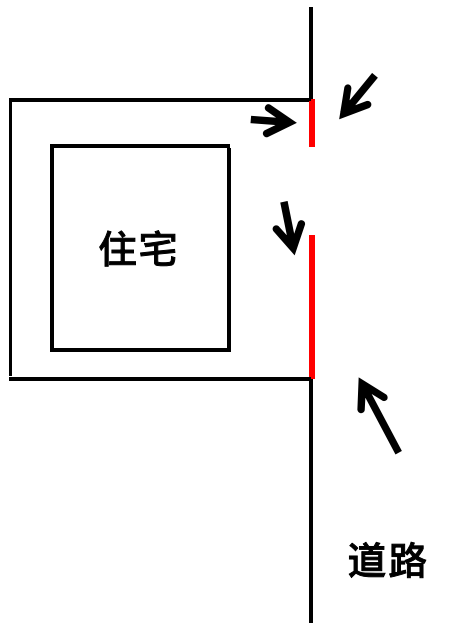
（所在地：世田谷区若林4 - 2 2 - 1 3 世田谷合同庁舎5・6階

電話番号：03 - 3 4 1 3 - 7 1 1 1 ）

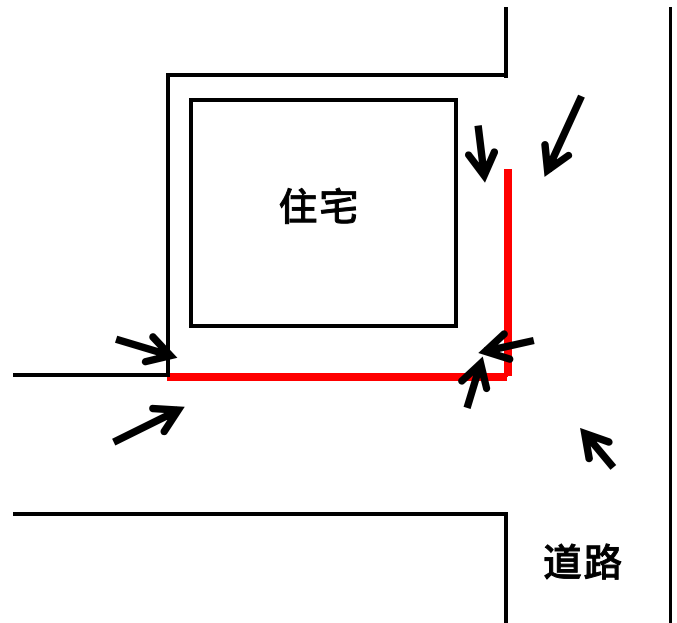
(4) 案内図

- ・対象のブロック塀等の所在地が分かる案内図の作成をお願いします。
- ・写真を撮影した位置を明示してください。

例 1



例 2



(5) 現場写真

- ・撤去するブロック塀等の全体が写っている写真をご提出ください。(カラー)
- ・道路側及び敷地側から撮影した写真をお願いいたします。(各2方向以上)

(6) 除却計画図

- ・敷地側から見て、撤去するブロック塀等の範囲、高さ及び延長を明記してください。
- ・詳細は8ページ以降の(参考)をご覧ください。

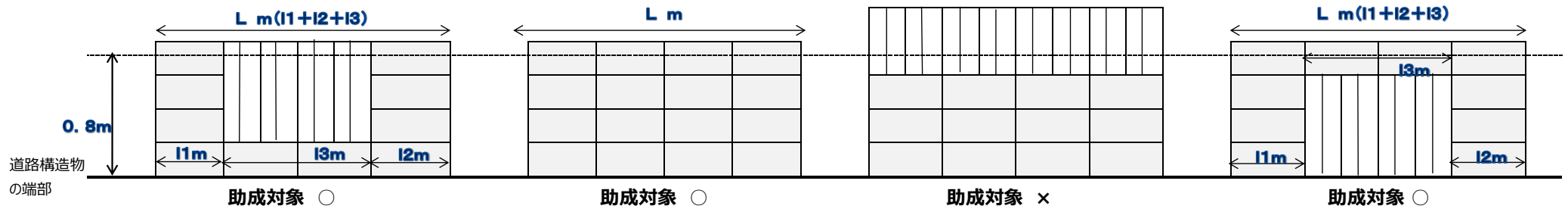
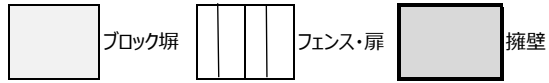
(7) 工事見積書の写し

- ・見積書の日付は事業申出書を提出した年度(4月1日～3月31日)と同年度のものに限ります。
- ・申請範囲の塀の撤去工事費用の項目と金額が明記された見積書をご提出下さい。
- ・門柱及びフェンス等の撤去費用も含まれます。

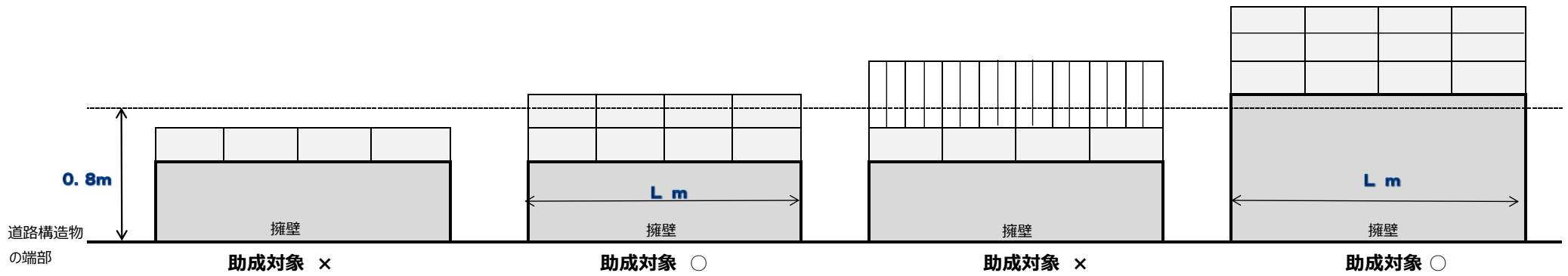
(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- ・区長が必要と認めた場合のみ、当該書類の提出して下さい。

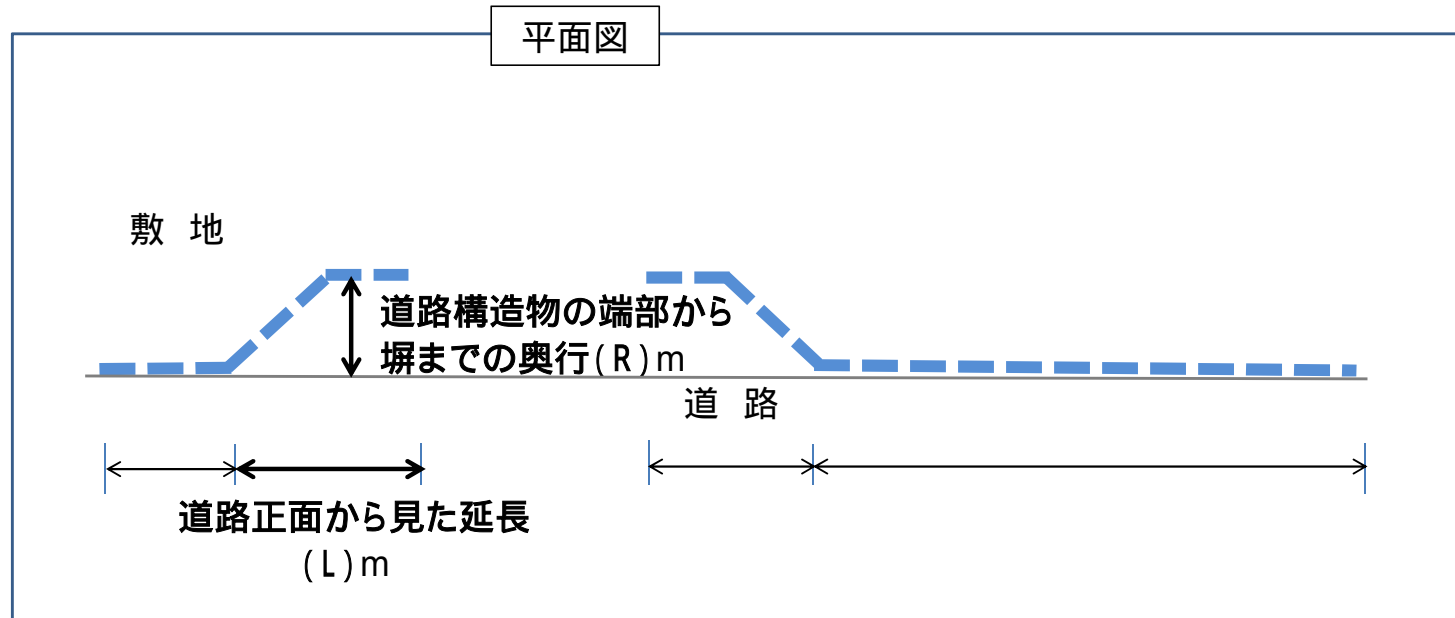
(参考) 助成対象の判断



※高さが0.8mを超える部分が1箇所でもあれば、その塀の全延長が助成対象

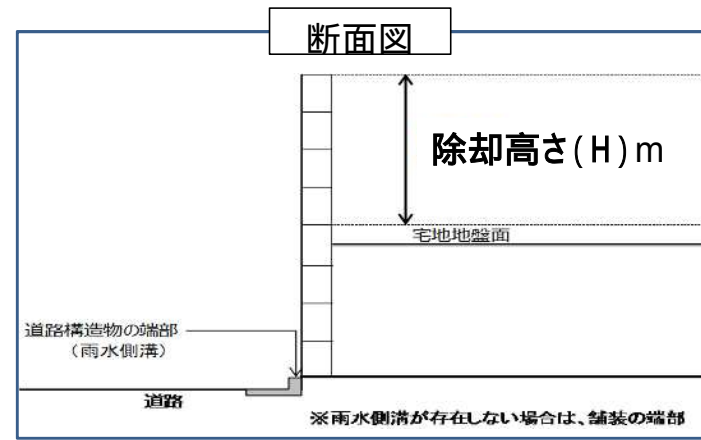


(参考) 助成対象となる延長の考え方



考え方

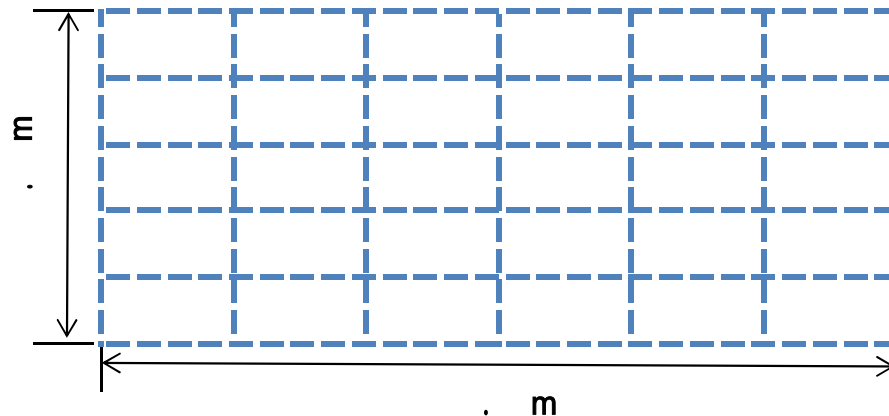
R < H の場合(除却する塀の高さが、道路構造物の端部から塀までの奥行よりも大きい場合)は、その部分の道路正面から見た延長(L) mが助成対象となります。



(参考) 除却計画図の作成例

除却計画図(除却する塀の範囲と、その高さ及び延長を明記した図のことを指します)

(例)



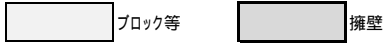
※敷地側から見て、撤去する
ブロック塀等の範囲、高さ及び
延長を明記してください。

注意点

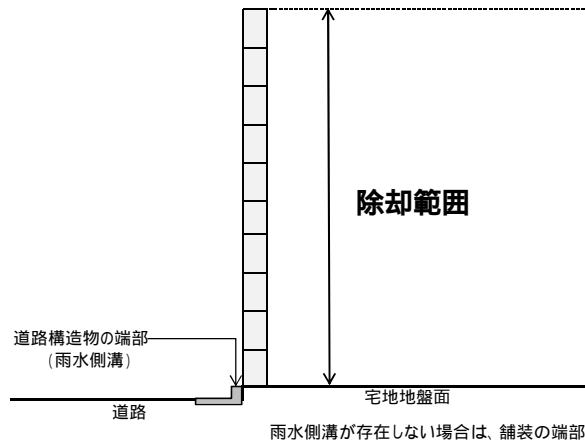
道路に面する部分(宅地地盤が現に接しているブロック等の部分を除く)を全て除却することが助成の条件となります。一部だけを撤去する場合については、助成対象となりませんのでご注意ください。

除却する塀の高さが、道路構造物の端部から塀までの奥行よりも大きい部分は、その部分について、道路正面から見た延長が助成の対象範囲となります。(別紙「助成対象となる延長の考え方」参照。)

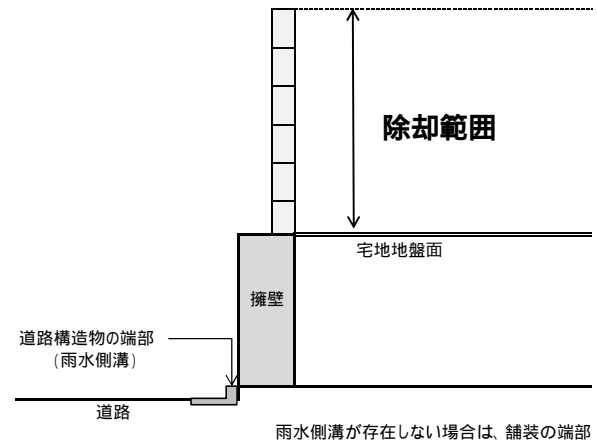
(参考) 除却高さの考え方



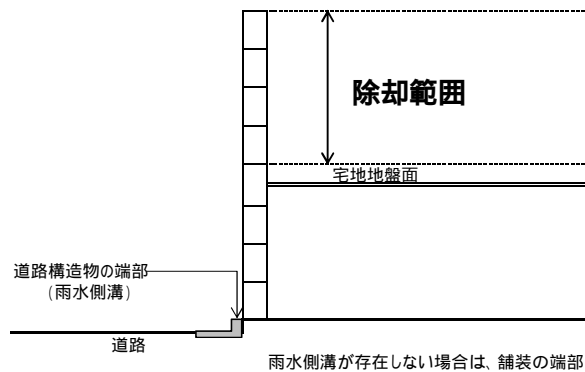
基本的に、道路構造物の端部よりも上の部分のブロック塀等は、全て除却すること。



擁壁の上にブロック塀等が設置されている箇所は、擁壁よりも上部に存するブロック塀等は全て除却すること。

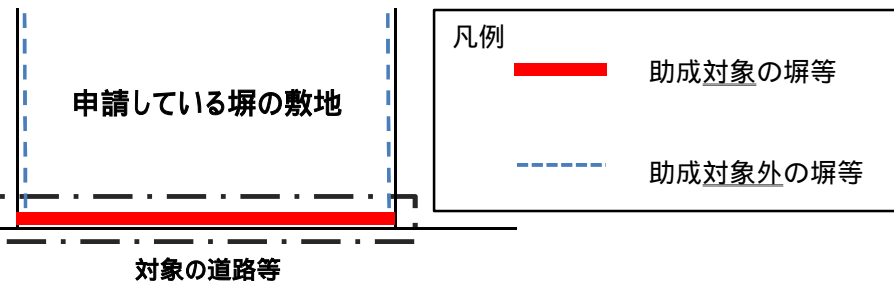


道路構造物の端部の高さと宅地地盤面の高さが異なり、一部ブロック塀等に宅地地盤が接している場合は、宅地地盤が現に接していないブロック等の部分は全て除却すること。



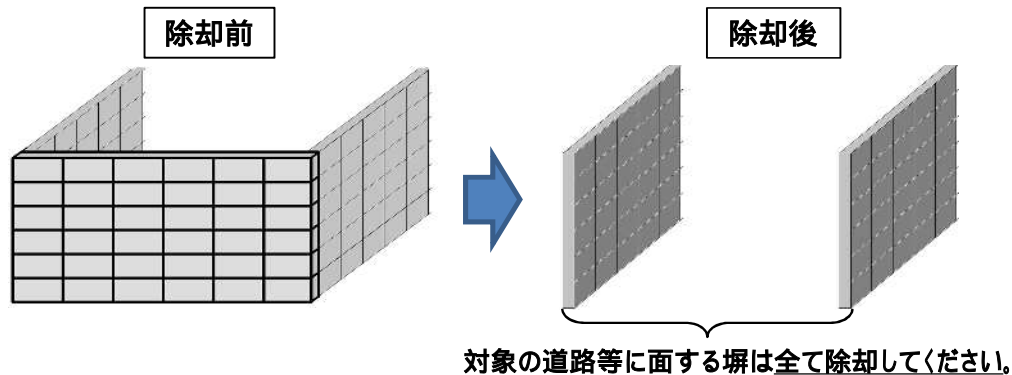
(参考) 塀の除却にあたっての注意点

平面図



対象の道路等に面するブロック塀等は、全て除却する必要があります。
原則として、一部でも残した場合、助成対象となりませんのでご注意ください。

○ 助成対象の事例(工事のイメージ)



助成対象外の塀を支えるためであっても、道路等に面する塀を一部でも残した場合は、助成対象工事となりませんのでご注意ください。

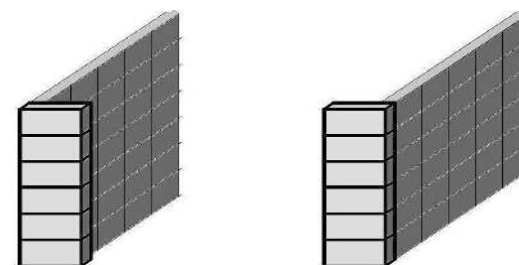
助成対象外の塀の補強については、ご自身で対策をお願いいたします。



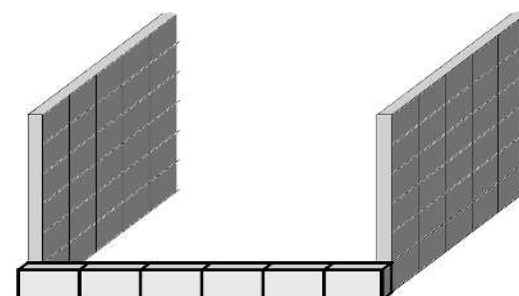
助成対象外の事例

道路等に面するブロック塀等を一部でも残した場合は、助成対象工事となりませんのでご注意ください。

道路構造物の端部の高さ宅地地盤面の高さが異なる場合は、別紙「(参考)除却高さの考え方」をご参照ください。



(例1)
隣地境の塀に横方向で接するブロック等を1列残している。



(例2)
宅地地盤面が現に接しているブロック等の部分よりも、上部に積まれたブロック塀等を1段残している。